

退職金専用

特別金利定期預金

# Second story

《取扱期間》2023年4/3月～2024年3/29金



スーパー定期預金または大口定期預金(年齢制限なし)

店頭表示金利

+0.3%  
上乗せ

さらに

公的年金のお受取りを当金庫に  
ご指定、またはご予約いただいた方

店頭表示金利

+0.2%  
上乗せ

定期預金と同時に  
投資信託を100万円以上  
お申込みいただいた方

店頭表示金利

+0.1%  
上乗せ

対象銘柄:当金庫取扱いの全銘柄  
(つみたてNISA専用商品は除きます。)  
当金庫の「投資信託商品ラインアップ」をご覧ください。

店頭表示金利  
**最大+0.6%**  
上乗せ

ご利用いただけるお客さま

退職金受取後18か月以内のお客さま

お預入れ限度額

1口座100万円以上、  
退職金支給額の範囲内

お預入れ期間

1年

退職金額等の確認

ご契約にあたっては、退職金受取口座の  
通帳等で退職金お受取額を確認できる  
資料のご提示をお願いします。

その他条件

同一退職金につきお一人さま1回の  
ご利用に限させていただきます。



当金庫HPは  
こちらです



# 松本信用金庫

<https://www.matsumoto-shinkin.jp/>

令和5年4月3日現在



# Second story

## 特別金利定期預金について

- 退職金お預入れに限らせていただきますので、現在お預入れいただいている定期預金等からのお預け替えはできません。
- スーパー定期預金の初回満期日後の適用金利は、満期日当日の店頭表示金利を適用します。
- 大口定期預金は、自動継続扱いいたしません。
- 中途解約の場合は、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率を適用します。
- 本商品は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- お受取利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

## 投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定、運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフの適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。  
投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫本支店等の窓口にご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自で作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

## NISAに関するご留意事項

- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人1口座（一金融機関）の開設となります。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできません。
- 当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用して購入等することはできません。また、設定する勘定の種類を変更する場合は、所定の切り替え手続きが必要であり、年内にいずれかの勘定を利用して購入等した場合は、同一年中は勘定を変更できません。
- NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算、および当該損失の繰越控除もできません。
- NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価格は振替日の時価となります。
- 購入時手数料を除き、一般NISAは年間120万円が、つみたてNISAは年間40万円が非課税投資枠の上限として設定されます。
- 収益分配金はNISA口座を再投資することができる場合には、再投資する年の非課税投資枠を使用することとなります。
- NISA口座で保有している株式投資信託を一度換金すると、その非課税投資枠を再利用できません。（短期間に売買等を行う投資手法は、NISA制度を十分に利用できないこともあります。）
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、NISAの制度上のメリットを享受することはできません。

※1 本商品は一般NISAでのご利用になります。

※2 現行のNISA制度は2024年1月に改正される予定です。

## 投資信託に関するお手数料等の概要

- 投資信託のご購入時には、買付時の基準価額（1口あたりの買付価格）に最大3.30%の申込手数料率（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の概ね最大年率1.749%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

